

(証券コード 3945)
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

bp スーパーバックス株式会社

取締役社長 福田 晴 明

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第82期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

2. 第82期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.superbag.co.jp>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

第82期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を考慮いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は91,744,500円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	ふく だ はる あき 福 田 晴 明 (1950年11月23日生) <所有する当社の株式数> 43,172株 再任	1979年8月 当社入社 2003年4月 当社開発部長 2008年6月 当社取締役開発部長 2010年6月 当社常務取締役購買物流本部長兼開発部長 2011年4月 当社常務取締役購買物流本部長 2012年4月 当社常務取締役物流本部長 2014年6月 当社代表取締役社長兼物流本部長 2015年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長 2016年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長 上海世霸包装材料有限公司董事長
	取締役候補者とした理由 福田晴明氏は、入社以来、海外での勤務をはじめ当社における様々な部門の長を歴任しており、また、当社及び国内外グループ会社での経営者としての豊富な経験と実績を有しております。当社グループの事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	やな い しゅんいちろう 柳 井 俊 一 郎 (1954年8月14日生) <所有する当社の株式> 1,000株 再任	1978年4月 株式会社日本興業銀行入行 2008年4月 当社顧問 2008年6月 当社常務取締役管理本部長 2014年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2016年5月 当社取締役常務執行役員 管理本部長兼総務部長 2017年6月 当社取締役専務執行役員 管理本部長兼総務部長（現任）
	取締役候補者とした理由 柳井俊一郎氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては総務部門をはじめ管理部門の長としての幅広い経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	ひらの でお 平 野 哲 男 (1949年11月19日生) <所有する当社の株式数> 1,000株 再任	1973年 4月 当社入社 1993年 4月 当社札幌営業所長 1999年 4月 当社第三営業部長 2005年 6月 当社取締役第三営業部長 2006年 4月 当社取締役第一営業部長 2010年 4月 当社取締役営業管理部長 2012年 4月 当社取締役生産本部長 2014年 6月 当社常務取締役生産本部長 2015年 4月 当社常務取締役物流本部長、生産本部管掌 2016年 5月 当社取締役常務執行役員 物流本部長、生産本部管掌 2017年 6月 当社取締役専務執行役員 物流本部長、生産本部管掌（現任）
	取締役候補者とした理由 平野哲男氏は、入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、生産部門、物流部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	いい み つとむ 飯 見 勉 (1953年 9 月 8 日生) <所有する当社の株式数> 800株 再任	1976年 4月 当社入社 2000年 4月 当社購買部次長 2003年 7月 当社購買部長 2009年 6月 当社取締役購買部長 2012年 4月 当社取締役購買本部長兼購買部長 2016年 5月 当社取締役執行役員 購買本部長兼購買部長 2017年 6月 当社取締役常務執行役員 購買本部長兼購買部長 2018年 4月 当社取締役常務執行役員 調達本部長（現任）
	取締役候補者とした理由 飯見 勉氏は、調達部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	おお やま とおる 大 山 亨 (1960年 5 月 17 日生) <所有する当社の株式数> 200株 再任	1983年 4月 当社入社 2006年 4月 当社第二営業部副部長 2008年 4月 当社第四営業部長 2012年 6月 当社取締役第四営業部長 2015年 4月 当社取締役営業本部副部長 2016年 4月 当社取締役営業本部長 2016年 5月 当社取締役執行役員 営業本部長 2017年 6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長（現任）
	取締役候補者とした理由 大山 亨氏は、営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	よし だ せい いち 吉 田 精 一 (1953年7月9日生)	1974年1月 当社入社 2000年4月 当社経理部長 2004年4月 当社経理部長 2009年6月 当社取締役経理部長 2016年5月 当社取締役執行役員 経理部長（現任）
	<所有する当社の株式数> 400株 再任	取締役候補者とした理由 吉田精一氏は、経理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
7	ふく だ ひで のり 福 田 英 範 (1947年7月3日生)	1970年4月 大日本印刷株式会社入社 1996年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長 2009年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員 2014年4月 当社顧問 2014年6月 当社取締役社長補佐 2016年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
	<所有する当社の株式数> 10,472株 再任	取締役候補者とした理由 福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、さらに当社及びグループ会社においての経験と実績を重ねてきております。当社グループの成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
8	あさ の よし てる 浅 野 善 照 (1962年9月12日生)	1986年5月 当社入社 2001年4月 当社郡山営業所長 2005年7月 当社札幌営業所長兼仙台営業所長 2011年4月 当社第一営業部長 2016年5月 当社執行役員第一営業部長 2017年4月 当社執行役員量販店第一営業部長 2017年6月 当社取締役執行役員 量販店第一営業部長 2018年4月 当社取締役執行役員 量販店第二営業部長 2019年4月 当社取締役執行役員 営業本部副本部長兼営業管理部長（現任）
	<所有する当社の株式数> 200株 再任	取締役候補者とした理由 浅野善照氏は、入社以来長年にわたり営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	もと はし ひで あき 本 橋 秀 明 (1960年6月10日生) <所有する当社の株式数> 一株 再任	1991年8月 当社入社 1995年4月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2010年3月 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2016年5月 当社執行役員 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2017年6月 当社取締役執行役員 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 (現任) (重要な兼職の状況) 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取締役候補者とした理由 本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社での経営者として豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
10	ふる かわ はじめ 古 川 肇 (1956年3月12日生) <所有する当社の株式数> 500株 再任 社外 独立	1978年9月 西崎高正税理士事務所入所 1981年6月 東京税理士会入会、税理士登録 1994年1月 西崎高正税理士事務所継承 古川肇税理士事務所開設 (現任) 1995年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 (現任)
社外取締役候補者とした理由 古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び会計に関しての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
(注)1. 古川 肇氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 古川 肇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。また、同氏は過去に当社の監査役でありました。 3. 当社は古川 肇氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。		

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役米林和吉氏は本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
よね ばやし かず よし 米 林 和 吉 (1944年3月9日生) <所有する当社の株式数> 300株 ☐再任 ☐社外 ☒独立	1972年4月 弁護士登録 宮田光秀法律事務所入所 1990年10月 宮田光秀法律事務所継承 1993年5月 米林和吉法律事務所開設 2001年4月 日本弁護士連合会常務理事 2010年1月 米林和吉法律事務所を 米林・藤瀬法律事務所に名称変更（現任） 2015年6月 当社監査役（現任）
社外監査役候補者とした理由 米林和吉氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。	
(注)1. 米林和吉氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 米林和吉氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。 3. 当社は米林和吉氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。	

(注)米林和吉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益・雇用情勢などの改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中間の通商問題による中国の景気減速やEUにおける政治経済の不確実性、相次いだ自然災害の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、個人消費の節約志向は依然として根強く、回復感に乏しい傾向にある一方、原材料市況の高騰や物流コストの上昇などによる影響から、厳しい状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは『営業／調達の改革』を基本方針に、安定した収益の確保に向け、営業利益の確保を重点課題として「コスト増に見合った売価修正・取引条件の改定」、「不採算取引の改善・解消」、「生産利益の拡大」、「調達先の開拓・拡大による調達価格の低減」、「物流費用抑制」などに取り組み、引き続き需要の開拓と徹底したコスト削減に努めてまいりましたが、利益面においては、原材料価格や仕入品の価格上昇に対する販売価格修正が遅れ、加えて特殊要因もあり、前年実績を大幅に下回る結果となりました。また、当社が保有する事業用資産の一部については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている事業所の設備について減損処理の可否を検討し、当該固定資産グループの帳簿価額と割引現在価値との差額904百万円を減損損失（特別損失）として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は32,995百万円（前年同期比0.3%減）、営業損失206百万円（前年同期は営業利益320百万円）、経常損失164百万円（前年同期は経常利益350百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失933百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益209百万円）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用716百万円を配分する前の金額であります。

(セグメント別売上高及び受注高)

セグメント区分	売上高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)
紙 製 品 事 業	13,289	96.8	13,304	97.0
化 成 品 事 業	13,064	103.2	13,166	104.4
そ の 他 事 業	6,641	99.2	6,669	99.5
合 計	32,995	99.7	33,140	100.3

(紙製品事業)

紙製品事業につきましては、主力の角底袋や手提袋の販売数量・金額減少、紙器の販売金額増加などにより、売上高は前年同期に比べ436百万円減少して13,289百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は生産効率の向上に努めたものの、生産数量減少や減価償却費などの製造コストが増加したことにより生産金額・生産利益が減少し、また原材料価格及び仕入品の価格上昇に対する販売価格修正が追いつかず粗利益額が減少、加えて物流コスト・人件費増などを主因として販売管理費が増加したことから、前年同期に比べ335百万円減少して319百万円となりました。

(化成品事業)

化成品事業につきましては、主力のレジ袋の販売数量・販売金額増加などにより、売上高は前年同期に比べ405百万円増加して13,064百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は原材料費・労務費などの製造コストが増加し、また原材料価格及び仕入価格の上昇に対する販売価格修正のタイムラグや製品不具合の対応などから粗利益額が減少、加えて物流コスト・人件費増及び製品不具合の対応費用などを主因として販売管理費が増加したことから、前年同期に比べ151百万円減少して192百万円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・バンダー・システム）を主たる事業として展開しておりますが、主な得意先である流通業界の再編や経費削減の流れから、売上高は前年同期に比べ56百万円減少して6,641百万円となりました。品目ごとの売上構成では、S V S 商品、事務用品が減少する一方で、販売用品、包装用品及び清掃用品が増加しております。セグメント損益（営業損益）は物流コスト増などを主因として販売管理費が増加したことから、前年同期に比べ26百万円減少して1百万円の損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は789百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、当面、輸出や生産の一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復が続くことが期待されておりますが、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動などによる景気下振れが懸念されており、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

また昨今、廃プラスチックの有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による汚染問題が世界的課題として注目されるなか、わが国においては、2019年3月26日開催の環境省中央環境審議会にて、『プラスチック資源循環戦略の在り方』についての答申が取りまとめられました。答申の内容には、ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）や、石油由来プラスチックから紙、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源への代替促進など、当社グループの紙製品事業、化成品事業に深く関連する内容が盛り込まれております。当社グループといたしましては、営業・調達・生産の各部門協働のもと、個々のお客様の多様なニーズに迅速的確に対応できるよう準備しております。

今年度は『営業／調達改革の3ヵ年』と位置づけた中期経営計画の2年目にあたり、当社グループは、企業体質の変革に引き続き取り組むことを目標としております。

そのために、『関係会社を含む各部門の強化』を対処すべき課題として掲げ、

- ①営業、調達、生産、物流各部門の協働による収益力の強化
 - ②全部門原価意識と市場・需要に応じた販売価格の徹底
 - ③グループ一体経営の加速
 - ④人の育成と活性化、開発力の強化、更なる品質向上へのチャレンジ
- を基本方針として重点的に取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 79 期 2015 年度	第 80 期 2016 年度	第 81 期 2017 年度	第 82 期 2018 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	35,170 ^{百万円}	33,495 ^{百万円}	33,082 ^{百万円}	32,995 ^{百万円}
経常利益又は経常損失 (△)	264 ^{百万円}	800 ^{百万円}	350 ^{百万円}	△164 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	140 ^{百万円}	543 ^{百万円}	209 ^{百万円}	△933 ^{百万円}
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	9 ^円 17 ^銭	355 ^円 21 ^銭	137 ^円 02 ^銭	△610 ^円 53 ^銭
総 資 産 額	17,786 ^{百万円}	17,907 ^{百万円}	17,749 ^{百万円}	17,139 ^{百万円}
純 資 産 額	3,776 ^{百万円}	4,224 ^{百万円}	4,514 ^{百万円}	3,270 ^{百万円}
1株当たり純資産額	238 ^円 84 ^銭	2,674 ^円 68 ^銭	2,853 ^円 12 ^銭	2,049 ^円 30 ^銭

(注)1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第82期の期首から適用しており、第81期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 中 土 製 袋 所	45 ^{百万円}	90.8 %	ポリ袋の製造を委託しております。
北 海 道 ス ー パ ー バ ッ グ 株 式 会 社	60 ^{百万円}	100.0 %	紙袋の製造を委託しております。
上 海 世 霸 包 装 材 料 有 限 公 司	660 ^{万米ドル}	85.0 %	ポリ袋の製造を委託しております。
台 湾 超 級 包 装 材 料 股 份 有 限 公 司	600 ^{万台湾ドル}	89.8 %	台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。
上 海 世 霸 商 貿 有 限 公 司	50 ^{万人民币元}	(100.0 %)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。

(注)当社の議決権比率の()は、間接所有分内数であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 製 品	売上高構成比
紙 製 品 事 業	紙袋、紙器、包装紙、ラミネート加工紙	40.3 %
化 成 品 事 業	ポリ袋、ゴミ袋	39.6 %
そ の 他 事 業	ギフト用品、文具・事務用品、販促品	20.1 %

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

本 社	東京都豊島区
支 店	大阪、福岡
営業所	札幌、仙台、郡山、松本、名古屋、広島
工 場	所沢、鶴ヶ島

②子会社

国 内	(株)中土製袋所（富山市）、北海道スーパーバッグ(株)（三笠市）
海 外	上海世霸包装材料有限公司（中国）、上海世霸商貿有限公司（中国）、台湾超級包裝材料股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
725名〔66名〕	7名増〔7名増〕

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
448名〔64名〕	10名増〔6名増〕	37.3歳	15.3年

(注)1. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,971 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,797
農林中央金庫	300
明治安田生命保険相互会社	200
株式会社埼玉りそな銀行	132
株式会社日本政策金融公庫	46
株式会社日本政策投資銀行	31

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式157,079株を含む。）
 (3) 当事業年度末の株主数 1,547名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446,797 株	29.22 %
王子ホールディングス株式会社	68,395	4.47
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	68,022	4.45
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58,497	3.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,636	3.31
ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社	50,600	3.31
福 田 晴 明	43,172	2.82
今 年 明	37,400	2.45
福 田 多 恵 子	36,711	2.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	28,500	1.86

- (注)1. 当社は、自己株式を157,079株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 田 晴 明	台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長 上海世霸包装材料有限公司董事長
取 締 役	柳 井 俊一郎	管理本部長兼総務部長
取 締 役	平 野 哲 男	物流本部長、生産本部管掌
取 締 役	飯 見 勉	調達本部長
取 締 役	大 山 亨	営業本部長
取 締 役	吉 田 精 一	経理部長
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
取 締 役	浅 野 善 照	量販店第二営業部長
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	古 川 肇	税理士
常 勤 監 査 役	毛 塚 和 男	
監 査 役	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
監 査 役	米 林 和 吉	弁護士

- (注)1. 上記取締役のうち、古川 肇氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に關しての専門的な知識を有しております。
4. 当社は取締役古川 肇氏、監査役村岡公一及び米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
浅野 善照	量販店第二営業部長	営業本部副本部長 兼営業管理部長	2019年4月1日

(ご参考) 当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	福 田 晴 明 ※	執 行 役 員	川 名 明 夫
取締役専務執行役員	柳 井 俊一郎 ※	執 行 役 員	佐 野 町 勲
取締役専務執行役員	平 野 哲 男 ※	執 行 役 員	花 見 正 夫
取締役常務執行役員	飯 見 勉 ※	執 行 役 員	田 中 栄 一
取締役常務執行役員	大 山 亨 ※	執 行 役 員	元 木 歩
取締役執行役員	吉 田 精 一 ※	執 行 役 員	上 脇 伸 吾
取締役社長補佐執行役員	福 田 英 範 ※	執 行 役 員	福 田 昌 之
取締役執行役員	浅 野 善 照 ※	執 行 役 員	飛 田 修 吾
取締役執行役員	本 橋 秀 明 ※	執 行 役 員	手 塚 浩 彦

(注)※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川 肇氏、監査役毛塚和男、村岡公一及び米林和吉の各氏との間において、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が任務を怠ったこと
によって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任
限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるもの
を除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重
大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 名 (1 名)	128 百万円 (3 百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	16 百万円 (4 百万円)
合 計	14 名	145 百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金の額13百万円（取締役12百万円、監査役1百万円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第52回定時株主総会において、月額2,000万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第45回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。
5. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、当期につきましては該当がありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	古 川 肇	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、税理士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	村 岡 公 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち11回に出席し、企業経営者としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。未出席の取締役会及び監査役会については役員会資料等閲覧の上、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	米 林 和 吉	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。未出席の取締役会及び監査役会については役員会資料等閲覧の上、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	20百万円

- (注)1. 当社監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月20日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。

ロ. 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

ハ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。

ニ. 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

ロ、リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。

ハ、緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

ロ、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

ハ、「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に對し重要事項の報告を義務付ける。

ロ、子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。

二、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ロ、監査役より監査業務補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ハ、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、当社および当社グループの取締役および使用人は法令・定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ロ、監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用人から説明を求める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職

務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。

ロ、監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修での教育及び全社会議での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置しております。

グループ会社に対しては、法令等に違反又はその懸念が生じた場合は、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告することとしており、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

本部長会において、各部署及びグループ各社へのヒヤリングを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第46条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,162	流 動 負 債	10,798
現 金 及 び 預 金	746	支払手形及び買掛金	4,674
受取手形及び売掛金	5,420	電 子 記 録 債 務	2,142
電 子 記 録 債 権	1,196	短 期 借 入 金	2,841
商 品 及 び 製 品	2,615	リ ー ス 債 務	106
仕 掛 品	288	未 払 金	511
原材料及び貯蔵品	617	未 払 費 用	111
前 払 費 用	45	未 払 法 人 税 等	50
未 収 入 金	78	未 払 消 費 税 等	6
そ の 他	156	前 受 金	20
貸 倒 引 当 金	△2	預 り 金	48
固 定 資 産	5,977	賞 与 引 当 金	234
有形固定資産	3,391	そ の 他	49
建 物 及 び 構 築 物	1,078	固 定 負 債	3,070
機械装置及び運搬具	1,063	長 期 借 入 金	1,670
土 地	896	リ ー ス 債 務	593
リ ー ス 資 産	280	役員退職慰労引当金	111
建 設 仮 勘 定	2	環 境 対 策 引 当 金	4
そ の 他	69	退職給付に係る負債	690
無形固定資産	111	負 債 合 計	13,869
借 地 権	28	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	55	株 主 資 本	3,053
リ ー ス 資 産	11	資 本 金	1,374
電 話 加 入 権	15	資 本 剰 余 金	1,457
投資その他の資産	2,473	利 益 剰 余 金	484
投 資 有 価 証 券	1,394	自 己 株 式	△262
事 業 保 険	81	その他の包括利益累計額	79
差 入 保 証 金	260	その他有価証券評価差額金	128
退職給付に係る資産	382	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
繰 延 税 金 資 産	350	為 替 換 算 調 整 勘 定	6
そ の 他	5	退職給付に係る調整累計額	△56
貸 倒 引 当 金	△0	非支配株主持分	137
資 産 合 計	17,139	純 資 産 合 計	3,270
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,139

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,995
売上原価		27,617
売上総利益		5,377
販売費及び一般管理費		5,584
営業外損失		206
受取利息及び配当金	46	
持分法による投資利益	32	
受取賃貸料	30	
受取保険金	38	
その他の	36	184
営業外費用		
支払利息	88	
為替差損	27	
賃貸費用	11	
その他の	15	142
経常損失		164
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	19	32
特別損失		
固定資産除却損	9	
減損	904	913
税金等調整前当期純損失		1,045
法人税、住民税及び事業税	56	
法人税等調整額	△182	△126
当期純損失		919
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純損失		933

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,374	1,450	1,509	△261	4,072
当期変動額					
剰余金の配当			△91		△91
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△933		△933
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減		6			6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	6	△1,025	△0	△1,018
当期末残高	1,374	1,457	484	△262	3,053

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	284	△6	46	△33	290	151	4,514
当期変動額							
剰余金の配当							△91
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							△933
自己株式の取得							△0
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減							6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△156	8	△39	△23	△210	△13	△224
当期変動額合計	△156	8	△39	△23	△210	△13	△1,243
当期末残高	128	2	6	△56	79	137	3,270

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,012	流動負債	9,847
現金及び預金	345	支払手形	1,788
受取手形	431	買掛金	2,826
売掛金	4,743	電子記録債権	2,142
電子記録債権	1,196	短期借入金	2,104
商品及び製品	2,341	リース負債	106
仕掛品	280	未払金	450
原材料及び貯蔵品	254	未払費用	88
前払費用	35	未払法人税等	29
未収入金	310	前受金	20
その他の金	76	預り金	40
貸倒引当金	△2	与引当金	205
固定資産	5,669	その他	45
有形固定資産	2,348	固定負債	2,939
建物	616	長期借入金	1,591
構築物	7	リース負債	593
機械及び装置	705	退職給付引当金	642
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	107
工具器具及び備品	28	環境対策引当金	4
土地	706	負債合計	12,787
リース資産	280	純資産の部	
建設仮勘定	2	株主資本	2,764
無形固定資産	82	資本剰余金	1,374
ソフトウェア	55	資本剰余金	1,450
リース資産	11	資本準備金	849
電話加入権	15	その他資本剰余金	600
投資その他の資産	3,238	利益剰余金	202
投資有価証券	1,282	利益準備金	285
関係会社株式	816	その他利益剰余金	△83
事業保険	81	固定資産圧縮積立金	6
差入保証金	256	別途積立金	251
前払年金費用	509	繰越利益剰余金	△341
繰延税金資産	290	自己株式	△262
その他の金	3	評価・換算差額等	130
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	128
		繰延ヘッジ損益	2
資産合計	15,682	純資産合計	2,895
		負債及び純資産合計	15,682

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,388
売 上 原 価		25,639
売 上 総 利 益		4,749
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,138
営 業 損 失		389
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	110	
受 取 賃 貸 料	19	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
受 取 保 険 金	38	
そ の 他	24	193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
為 替 差 損	6	
賃 貸 費 用	7	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	
そ の 他	7	87
経 常 損 失		283
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	32
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9	
減 損 損 失	904	913
税 引 前 当 期 純 損 失		1,163
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	△189	△167
当 期 純 損 失		996

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,374	849	600	1,450	285	7	2	251	743
当期変動額									
剰余金の配当									△91
当期純損失(△)									△996
固定資産圧縮積立金の取崩						△0			0
特別償却準備金の取崩							△2		2
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	△2	—	△1,085
当期末残高	1,374	849	600	1,450	285	6	—	251	△341

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△261	3,853	284	△6	277	4,130
当期変動額						
剰余金の配当		△91				△91
当期純損失(△)		△996				△996
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△156	8	△147	△147
当期変動額合計	△0	△1,088	△156	8	△147	△1,235
当期末残高	△262	2,764	128	2	130	2,895

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 井 肇 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月27日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 井 肇 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月4日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

常勤監査役	毛 塚 和 男	㊤
社外監査役	村 岡 公 一	㊤
社外監査役	米 林 和 吉	㊤

以 上

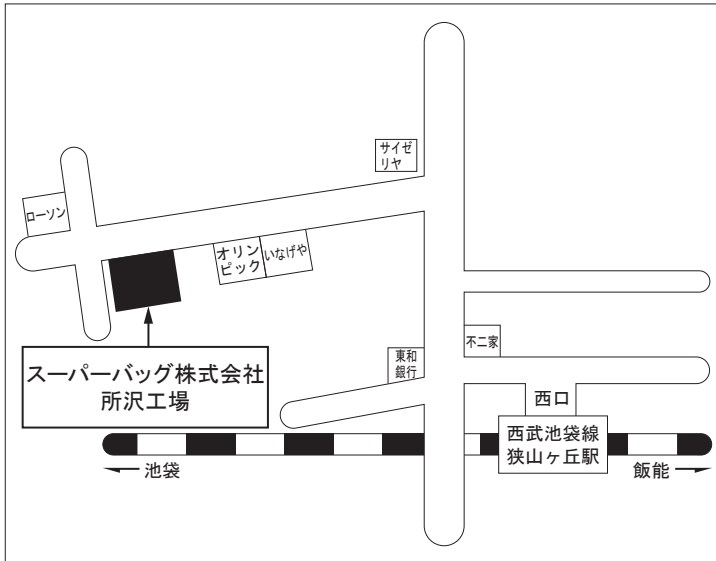
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地

当社 所沢工場 会議室



<交通のご案内>

西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

～送迎バスのご案内～

狭山ヶ丘駅西口前より、9時35分発当社マイクロバスの便がございます。